

# 目 次

1. 「電気需給契約」重要事項説明書	1
2. ベースプラン系料金表	6
3. 「電気需給契約」重要事項説明書(業務用等のお客さま)	11
4. スタイルプランS 要綱	16
5. スタイルプランP 要綱	18
6. スタイルプランd 要綱	21
7. スタイルプランd-B 要綱	23
8. スタイルプランE-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO動力 要綱	25
9. スタイルプランE-SHARE 要綱	28
10. ウィズradikoプラン 要綱	29
11. ウィズABEMAプラン 要綱	32
12. JO1でんき 要綱	35
13. スマモル賃貸プラン 要綱	41
14. 「ガス需給契約」重要事項説明書	59
15. スマート発電料金／あつためトク料金／ 料金表	64
16. 家事トク料金 料金表	66
17. ハウス空調料金 料金表	67
18. まとめトク料金／もっとまとめトク料金 料金表	68
19. あきない割料金 料金表	69
20. 一般料金 料金表	70
21. 節電オプション実施要項	71

## 「電気需給契約」重要事項説明書

ご契約前に「電気需給契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

### 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、「送配電事業者等」といいます。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

### 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社と他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

### 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

## 供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。

ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

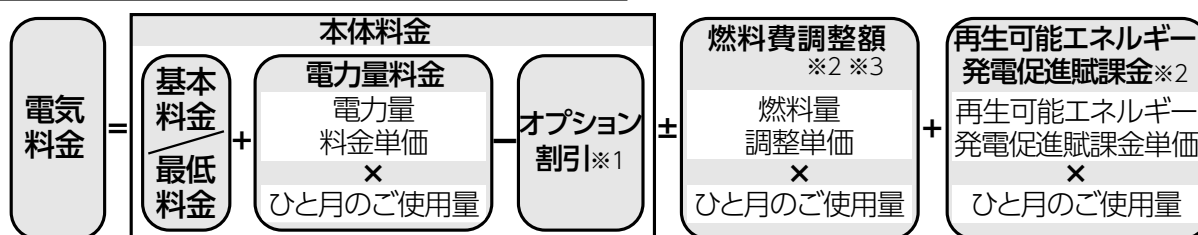
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## 料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- お申込みの際し、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

## 料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただきます。マイ大阪ガスのご利用に際しては「マイ大阪ガスご利用規約」をご確認ください。
- 当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合があります。  
当社のガスをご契約でないお客さまは、マイ大阪ガスにて料金をお知らせした後に請求いたします。
- 電気料金は当社の電気供給約款に定める方法(口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法)で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金(当社とその他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けます。

## 燃料費調整について

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1～3月の貿易統計価格					6月分 電気料金			
2～4月の貿易統計価格						7月分 電気料金		
3～5月の貿易統計価格							8月分 電気料金	

- **燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。**

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 =(平均燃料価格-27,100円/kl)×基準単価/1,000
27,100円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 =(27,100円/kl-平均燃料価格)×基準単価/1,000

基準燃料価格 27,100円/kl

- **平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。**

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100\text{円未満四捨五入})$$

A：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格	$\alpha$ ：0.0140
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格	$\beta$ ：0.3483
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格	$\gamma$ ：0.7227

- **基準単価は下記の通りとなります。**

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

- **各月に適用する燃料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。**



## 契約期間、契約の変更および解約について

- **契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。**
- **お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。**
- **契約の変更や解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の15時までに当社へお申し出いただく必要があります。**
- **契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。**
- **解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。**
- **クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。**

- お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

### **契約の更新について(解約金の定めのある契約の場合)**

- 契約期間満了の1か月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
  - 契約の変更や解約を希望される場合は、当社の指定する期日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
  - 他社に切り替えられる場合は、新たな小売電気事業者に対しお申込みください。(当社へのご連絡は不要です。) 契約満了日の1か月後までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
- ※当社が指定する期日までに解約や変更のお申し出がない場合や、契約満了日までに他社への切り替え手続きが完了しない場合、契約満了日をもって従前と同一の内容で契約を更新いたします。

### **その他**

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとなり、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとなります。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にとまなわれないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けま  
す。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。  
これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

## ベースプラン系料金表

### ベースプランA(関西電力従量電灯A 相当) 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	466.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ350kWhまで		25.20円
	350kWhをこえる分		28.01円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

#### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

### ベースプランA-G(関西電力従量電灯A 相当) 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	466.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ350kWhまで		24.80円
	350kWhをこえる分		27.72円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

#### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ③次のいずれかに該当すること。
  - a: 同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
  - b: 同一の需要場所において、当社の都市ガスの供給区域外における需要で、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
  - c: 集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。



## 家庭用ガス発電プラン(関西電力従量電灯A 相当)料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	466.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ350kWhまで		24.80円
	350kWhをこえる分		27.72円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること、もしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

## 新生活応援プラン(関西電力従量電灯A 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1契約	200.00円
電力量料金	最初の20kWhまで	1kWh	0.00円
	20kWhをこえ350kWhまで		26.75円
	350kWhをこえる分		27.72円
オプション割引	新生活セット割	基本料金を0円とする。	
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

### 【オプション割引について】

新生活セット割引は、次のいずれかに該当する場合に、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

- ①同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
- ②一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。



- ③集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

### ファミリー応援プラン(関西電力従量電灯A 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1契約	411.57円
電力量料金	最初の300kWhまで	1kWh	21.90円
	300kWhをこえ350kWhまで		22.90円
	350kWhをこえる分		27.69円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

#### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

### ベースプランB(関西電力従量電灯B 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kVA	437.88円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.78円
	120kWhをこえ350kWhまで		21.01円
	350kWhをこえる分		23.34円
オプション割引	長期2年	2%引き	
	動力セット	3%引き	
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		あり(8,800円(税込))※	

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

#### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

#### 【オプション割引・解約金について】

長期2年割引、動力セット割引:契約期間を割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所

における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金8,800円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中に、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期2年割引を適用するものといたします。長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

## ベースプランB-G(関西電力従量電灯B 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kVA	431.36円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.09円
	120kWhをこえ350kWhまで		20.88円
	350kWhをこえる分		23.13円
オプション割引	長期2年	2%引き	
	動力セット	3%引き	
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		あり(8,800円(税込))※	

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
  - a: 同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
  - b: 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
  - c: 同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。
  - d: 集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。
  - e: 集合住宅の共用部分における需要で、当該需要場所において当社または当社が指定する事業者との間でガスの使用契約を締結しておらず、当該集合住宅の入居者のいずれかが当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

### 【オプション割引・解約金について】

長期2年割引、動力セット割引:契約期間を割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中に、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金8,800円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中に、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期2年割引を適用するものといたします。長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

## 動力用プラン(関西電力低圧電力 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kW	1,076.07円
電力量料金	電力量単価/夏季	1kWh	14.34円
	電力量単価/その他季		12.85円

夏季：7月～9月のご使用分に適用

その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

動力用プラン単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

### 【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

「電気需給契約申込書」がある場合は、その記載内容と合わせてご確認ください。

### 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、「送配電事業者等」といいます。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

### 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申込みいただくほか、当社が指定する方法によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社と他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

### 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款または電気供給条件によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款または電気供給条件を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款、電気供給条件または需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款、電気供給条件または需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給約款、電気供給条件または需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

### 供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

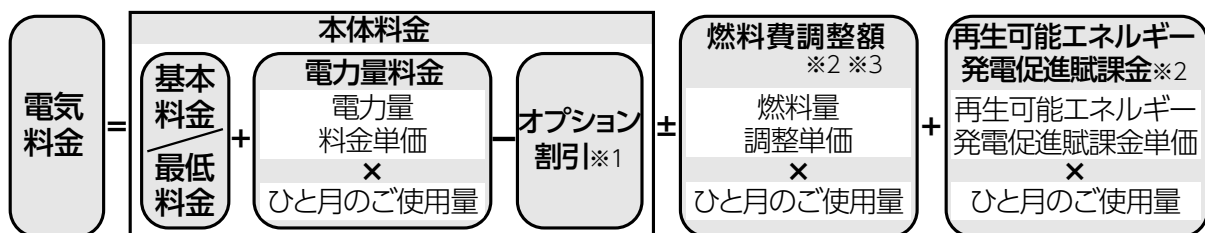
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- **供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。**

### 料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- お申込みの際し、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給約款または電気供給条件に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

### 料金について

- **電気料金には毎月、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。**



※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

- **燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。**
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

### 料金算定の方法とお支払いについて

- **検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款または電気供給条件の定めに基づき電気料金を算定いたします。**
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日

数が36日以上となった場合を除きます。

- 電気のご使用量および電気料金は、インターネット上での開示または郵送等にてお知らせいたします。
- 当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、原則としてガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合があります。**  
**当社のガスをご契約でないお客さまは、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法により電気料金をお支払いいただきます。なお、当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みの方法にてお支払いいただきます。**
- 電気料金は支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款または電気供給条件に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款または電気供給条件の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金(当社と他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気供給約款または電気供給条件に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款または電気供給条件で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けます。

## 燃料費調整について

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1～3月の貿易統計価格					6月分電気料金			
2～4月の貿易統計価格					7月分電気料金			
3～5月の貿易統計価格						8月分電気料金		

- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100円/kl を上回る場合	プラス調整	燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100円/kl) × 基準単価 / 1,000
27,100円/kl 以下の場合	マイナス調整	燃料費調整単価 = (27,100円/kl - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

基準燃料価格 27,100円/kl

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \quad (100\text{円未満四捨五入})$$

A：平均燃料価格算定期間における1klあたりの平均原油価格	$\alpha$ ：0.0140
B：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均LNG価格	$\beta$ ：0.3483
C：平均燃料価格算定期間における1tあたりの平均石炭価格	$\gamma$ ：0.7227

- 基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。



### **契約期間、契約の変更および解約について**

- 契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールもしくはお申込みされた代行店へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- 契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフの対象となるお客さまは、クーリング・オフによりお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。



## 契約の更新について(解約金の定めのある契約の場合)

- 契約期間満了の1か月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
  - 契約の変更や解約を希望される場合は、当社の指定する期日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
  - 他社に切り替えられる場合は、新たな小売電気事業者に対しお申込みください。(当社へのご連絡は不要です。) 契約満了日の1か月後までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
- ※当社が指定する期日までに解約や変更のお申し出がない場合や、契約満了日までに他社への切り替え手続きが完了しない場合、契約満了日をもって従前と同一の内容で契約を更新いたします。

## その他

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとなり、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとなります。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款または電気供給条件の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。  
これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。なお、当社の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合であっても、生産中の原材料の損失、逸失利益、営業補償等の二次的な損失および損害については、当社は賠償の責めを負いません。
- 需要場所で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

### <小売電気事業者>

・事業者名 大阪ガス株式会社  
・事業者住所 大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
・小売登録番号 A0048  
・お問い合わせ先 0120-000-555  
(グッドライフコール)  
受付時間 (全日)9:00~19:00

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

### <代理店>

・事業者名 Daigasエナジー株式会社  
・事業者住所 大阪市中央区平野町四丁目1番2号  
・お問い合わせ先 0120-030-747  
(大阪ガスエネルギーコンタクトセンター)  
受付時間 平日(月~金)9:00~17:30

# スタイルプラン S 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランSは、「住ミカタ・保証パック」が付帯したプランです。住ミカタ・保証パックの料金(990円(税込)相当)は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

## 2. 住ミカタ・保証パックの提供条件

- 住ミカタ・保証パックの提供を受けるには、同一の需要場所(お客さまが所有する<sup>\*1</sup>専用住宅<sup>\*2</sup>における需要に限ります。)において、同一の名義により、当社とガスの使用契約を締結しその供給が開始している必要があります。
  - スタイルプランSをご契約中で、上記条件を満たしている期間につき、住ミカタ・保証パックを提供します。スタイルプランSのご契約中に上記条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されますが、スタイルプランSの契約は継続します。
  - また、不払いその他の事由により、スタイルプランSが解約となった場合は、当該事象発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されます。
- ※1: 修理費用は物件の所有者が支払うことが一般的であるため、賃貸住宅にお住まいの場合、サービスの提供はできません。
- ※2: 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

## 3. 住ミカタ・保証パックの提供開始日

- 住ミカタ・保証パックの提供は、需給開始予定日に応じて、原則として以下に定める日より開始するものとします。なお、以下に定める提供開始日から住ミカタ・保証パックの提供を開始できない場合は、別途当社が定める日から提供を開始します。
- 住ミカタ・保証パックの提供開始日は、当社が適当と判断する方法により通知します。

需給開始予定日	住ミカタ・保証パックの提供開始日
1日～15日	当月の25日
16日～末日	翌月の10日

## 4. 住ミカタ・保証パックの内容に関する注意事項

<機器保証サービス>

- ご依頼はグッドライフコール0120-000-555へお電話いただくものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または大阪ガスサービスチェーンが適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 大阪ガスブランドの機器だけでなく、他のメーカーブランドの機器も保証の対象となります。(一部対象外となるメーカーがあります。)
- 対象となる機器ごとの保証期間は以下の通りとし、その間の技術料および部品代は無償といたします。(メーカー保証期間を含みます。)

対象機器	期間(最大)
ガス給湯器および 温水暖房端末	購入年月日から10年 (ベターリビング認定品以外の場合は7年)
ガスビルトインコンロ	購入年月日から8年
ガス据置コンロ	購入年月日から6年

- 購入年月日(メーカー保証開始日)がご不明な場合、または大阪ガス以外のメーカーの製品をご使用の場合、保証期間の起算日は製造年月といたします。購入年月日、製造年月ともにご不明な場合、サービスの提供はできません。
- ガス給湯器と温水暖房端末のメーカーが異なる場合、保証対象外となる場合があります。
- 故障の内容によっては、保証期間内であっても有償対応となる場合があります。

## 5. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は、住ミカタ・保証パックの料金に変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプランSの電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

### <住まいの駆けつけサービス>

- ご依頼はグッドライフコール0120-000-555へお電話いただくものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または大阪ガスサービスチェーンが適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- その他の住ミカタ・保証パックの内容に関する事項は、別途「住ミカタ・保証パック利用規約」に定めるものとします。
- 本サービスは、お客さまの承諾またはお客さまへの通知なく、その内容を変更する場合があります。

## 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	1,349.82円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.51円
	120kWhをこえ300kWhまで		20.83円
	300kWhをこえる分		28.59円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# スタイルプランP 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランPは、ご契約いただくことで、当社がお送りするAmazonギフトカードのギフトカード番号(以下、ギフトカード番号といいます。)により、アマゾンジャパン合同会社が提供する「Amazonプライム(5,900円(税込)相当、2024年1月31日現在)」がご利用可能になるプランです。

## 2. ギフトカード番号について

- 当社は、スタイルプランPを契約のお客さまに対して、スタイルプランPの新規契約時(当社の他の契約種別からの変更時を含みます。)および契約更新時に、5,900円分(2024年1月31日時点のAmazonプライム年会費相当)のギフトカード番号を通知します。
- 通知ハガキに記載の所定の方法にて、AmazonのWEBサイト上にお客さまご自身でギフトカード番号を入力していただくことにより、Amazonプライムを1年間ご利用いただくことができます。なお、Amazonプライム年会費が変更となった場合等には、契約更新やAmazonギフトカードの発送時期によっては、お客さまにて、別途金額負担いただく必要が生じることがあります。
- ギフトカード番号を受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みまたは契約更新から、ギフトカード番号の通知まで、最長で2か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ギフトカード番号登録前にAmazonプライムをご契約される場合、またはギフトカード番号登録前にAmazonプライムの契約を更新される場合、ギフトカード番号を登録するまでの期間のAmazonプライム会費は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。(さかのぼってギフトカード番号を適用することはできません。)
- Amazonギフトカード番号をプライム会費に適用したい場合は、ギフトカード番号をアカウントへご登録の上、プライム会費の支払方法設定画面で「ギフトカード残高を適用」のチェックをいれていただくことで、次回Amazonプライム会員の更新時の支払いにお客さまのAmazonギフトカード残高が優先的に使用されます。(ただし、更新時点でAmazonギフトカード残高がプライム会費に不足する場合は、差額がお客さまが登録されている支払手段(クレジットカード等)に対して請求されます。)
- AmazonギフトカードをAmazonプライム年会費の支払いに適用させる場合、Amazonプライム更新日にギフトカード残高から支払われるものであり、ギフトカード交換日ではありませんのでご注意ください。
- ギフトカード番号の通知後は、事情に関わらず、新たなギフトカード番号の発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ギフトカード番号を当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- Amazonプライムのサービス内容については、アマゾンジャパン合同会社が定める、Amazonプライム会員規約に基づくものといたします。Amazonプライム会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- Amazonプライムのご利用にはクレジットカードの登録が必要です。
- Amazonギフトカードは、Amazonサイト内でのお買い物でもご利用いただけます。

## 3. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の経過をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。

#### 4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスタイルプランPの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり490円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。  
また、解約金はギフトカード番号のご使用有無にかかわらず請求いたします。

#### 5. Amazonプライムの退会処理について

- スタイルプランPの解約後、Amazonプライムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、Amazonプライムの退会手続きを行ってください。
- Amazonプライムの退会手続きを行わない場合、当社が通知したギフトカード番号によるAmazonプライムの利用期間終了後は、お客さまにAmazonプライム会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は、Amazonプライム年会費が変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプランPの電気料金その他を変更することがあります。
  - (1) 当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
  - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スタイルプランPへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。
- 本プロモーションは大阪ガス株式会社による提供であり、本件に関するお問い合わせはAmazonではお受けしておりません。お問い合わせは大阪ガス株式会社(0120-000-555 受付時間:全日9時~19時)までご連絡ください。
- Amazonプライムの年会費は、大阪ガスが負担しています。
- Amazon、Amazon.co.jp、およびそれらのロゴはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

## 料金表

	単位	料金単価(税込)
最低料金(最初の15kWhまで)	1契約	855.64円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	20.46円
	120kWhをこえ360kWhまで	24.72円
	360kWhをこえる分	28.59円
燃料費調整		あり
燃料費調整の上限		なし
解約金		あり(490円(税込)×残存月数)

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# スタイルプランd 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランdは、毎月の電気料金に応じて、dポイントが付与されるプランです。

## 2. dポイントの付与

- dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、マイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力いただきます。お客さまがdアカウントのID等を入力しない場合、dポイントは付与されません。
- dポイントは、料金の算定後2週間を目途に株式会社NTTドコモより付与されます。その際に、当社から株式会社NTTドコモに対して、ご登録いただいたお客さまの情報を提供します。付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブサイトにて確認することができます。
- お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントのIDが失効した場合や、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に定めるdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、dポイントは付与されません。なお、上記の事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、スタイルプランdの契約は継続されます。
- お客さまがマイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合や、お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に基づくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約を変更した場合など、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

<dポイントの計算方法>

**お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を 1ポイントと読み替えることといたします。**

※の計算結果	付与率
1,000円以上6,000円未満の場合	1%
6,000円以上7,000円未満の場合	3%
7,000円以上12,000円未満の場合	5%
12,000円以上の場合	6%

**※お客さまに付与するdポイントの計算に用いる金額は、電気供給約款に基づき算定された電気料金から燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものといたします。なお、消費税等相当額は、以下の算式により算定された金額とし、1円未満の端数は切り捨てます。**

$$1か月の使用電力量に基づき料金表によって算定された金額 \times \frac{10}{110}$$

**また、dポイントの計算に用いる金額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数は、100円の位で切り捨てます。**

## 3. その他

- dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に基づくものとします。



## 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	522.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.20円
	120kWhをこえ300kWhまで		25.60円
	300kWhをこえる分		28.58円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# スタイルプランd-B 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランd-Bは、毎月の電気料金に応じて、dポイントが付与されるプランです。

## 2. dポイントの付与

- dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、マイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力いただきます。お客さまがdアカウントのID等を入力しない場合、dポイントは付与されません。
- dポイントは、料金の算定後2週間を目途に株式会社NTTドコモより付与されます。その際に、当社から株式会社NTTドコモに対して、ご登録いただいたお客さまの情報を提供します。付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブサイトにて確認することができます。
- お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントのIDが失効した場合や、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に定めるdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、dポイントは付与されません。なお、上記の事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、スタイルプランdの契約は継続されます。
- お客さまがマイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合や、お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に基づくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約を変更した場合など、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

<dポイントの計算方法>

**お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。**

※の計算結果	付与率
1,000円以上20,000円未満の場合	1%
20,000円以上40,000円未満の場合	3%
40,000円以上60,000円未満の場合	5%
60,000円以上の場合	6%

**※お客さまに付与するdポイントの計算に用いる金額は、電気供給約款に基づき算定された電気料金から燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものといたします。なお、消費税等相当額は、以下の算式により算定された金額とし、1円未満の端数は切り捨てます。**

$$1か月の使用電力量に基づき料金表によって算定された金額 \times \frac{10}{110}$$

**また、dポイントの計算に用いる金額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数は、100円の位で切り捨てます。**

## 3. その他

- dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

## 料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kVA	447.19円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.80円
	120kWhをこえ300kWhまで		21.01円
	300kWhをこえる分		23.51円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

### 【その他】

dポイントの付与先のdアカウントは個人名義である必要があります。法人名義のdアカウントには付与できません。

# スタイルプランE-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO動力 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランE-ZEROは、電源の全量が、当社または当社の関連会社が保有および調達するFIT電源\*と非FIT電源(以下、当該電源といいます。)により構成されるプランです。また、あわせて当社が非化石証書を調達することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気のCO<sub>2</sub>排出量を実質的にゼロとします。

※当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全てのお客さまから集めた賦課金により賄われております。この電気は非化石証書を使用しない場合、再生可能エネルギーとしての価値やCO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO<sub>2</sub>排出量を持った電気として扱われます。

## 2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

## 3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

## 4. 電源構成・非化石証書の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源および非化石証書の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

なお、2024年度の計画値は、以下の通りです。

電源構成：FIT電源・非FIT電源 100%

非化石証書：非化石証書(再エネ指定) 100%

## 5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。また、非化石証書の調達状況によっては特定電源価値を付与できない場合や、実質的にCO<sub>2</sub>排出量がゼロとならない場合もあります。

## スタイルプランE-ZERO 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	466.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	22.20円
	120kWhをこえ300kWhまで		25.99円
	300kWhをこえる分		29.68円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

## スタイルプランE-ZEROB 料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kVA	415.51円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.37円
	120kWhをこえ300kWhまで		21.40円
	300kWhをこえる分		24.15円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
  - ②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。
- 電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

## スタイルプランE-ZERO動力 料金表

基本料金		単位	料金単価(税込)
		1kW	1,076.07円
電力量料金	電力量単価／夏季	1kWh	16.34円
	電力量単価／その他季		14.85円

夏季：7月～9月のご使用分に適用

その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

※スタイルプランE-ZERO動力単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

### 【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

# スタイルプラン E-SHARE 要綱

## 1. 料金の特徴

- スタイルプランE-SHAREは、電源の全量が、余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム(以下、「当該電源」といいます。)により構成されるプランです。

## 2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

## 3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし、以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

## 4. 電源構成の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

なお、2024年度の計画値は、以下の通りです。

余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム:100%

## 5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。なお、当該電源以外の電気を供給した場合であっても、当社はその責めを負いません。

## 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	519.16円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.00円
	120kWhをこえ300kWhまで		25.35円
	300kWhをこえる分		28.30円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		なし	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。



# ウィズradikoプラン 要綱

## 1. 料金の特徴

- ウィズradikoプランは、株式会社radikoが提供する「radikoプレミアム会員」が付帯したプランです。radikoプレミアム会員の年間利用料金(月額385円(税込)×12か月相当)は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

## 2. radikoプレミアム会員クーポンコードについて

- radikoプレミアム会員クーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- radikoのWEBサイト上にて、お客さまご自身でradikoプレミアム会員クーポンコードを入力していただくことにより、radikoプレミアム会員を1年間ご利用いただくことができます。
- radikoプレミアム会員クーポンコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。なお、現在radikoプレミアム会員の方は、既存のradikoプレミアム会員の契約を解約いただいたのちに、radikoプレミアム会員クーポンコードを入力いただく必要があります。
- お申込みから、radikoプレミアム会員クーポンコードの通知まで、最長で2か月程度を要します。あらかじめご了承ください。radikoプレミアム会員クーポンコード登録前にradikoプレミアム会員をご契約される場合、radikoプレミアム会員クーポンコードを登録するまでの期間のradikoプレミアム会員利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。(さかのぼってradikoプレミアム会員クーポンコードを適用することはできません。)
- radikoプレミアム会員クーポンコードを登録後、radikoプレミアムクーポンコード有効期間中にradikoプレミアムを解約すると当該クーポンコードは無効となりますのでご注意ください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- radikoプレミアム会員クーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たなradikoプレミアム会員クーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- radikoプレミアム会員クーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- radikoプレミアム会員のサービス内容については、株式会社radikoが定める、ユーザー規約および会員規約に基づくものといたします。ユーザー規約および会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

## 3. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウィズradikoプランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次のradikoプレミアム会員クーポンコードを通知いたします。次のradikoプレミアム会員クーポンコードに基づきradikoプレミアム会員を更新いただく場合は、入力してから1年間が新たなradikoプレミアム会員期間となります。radikoプレミアム会員期間中に、重ねて次のradikoプレミアム会員クーポンコードを入力することはできませんので、radikoプレミアム会員期間満了後に次のradikoプレミアム会員クーポンコードを入力してください。radikoプレミアム会員期間満了後は、次のradikoプレミアム会員クーポンコードを入力しない限り、radikoプレミアム会員のサービスはご利用できません。radikoプレミアム会員期間満了後、自動的にradikoプレミアム会員利用料金が課金されることはありません。

#### 4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、お客さまにウィズradikoプランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり385円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はradikoプレミアム会員クーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。

#### 5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

#### 6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はradikoプレミアム会員の年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いウィズradikoプラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
  - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウィズradikoプランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- ウィズradikoプラン限定の抽選特典のお申込みを希望される場合は、ウィズradikoプランのお申込みとは別途、当社ホームページ内のウィズradikoプラン抽選特典申込みフォームからお申込みください。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	841.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ350kWhまで		24.75円
	350kWhをこえる分		28.59円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		あり(385円(税込)×残存月数)	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# ウィズABEMAプラン 要綱

## 1. 料金の特徴

- ウィズABEMAプランは、株式会社AbemaTVが提供する「ABEMAプレミアム」がセットになったプランです。ABEMAプレミアムの年間利用料金(月額960円(税込)×12か月相当)は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

## 2. ABEMAプレミアムクーポンコードについて

- ABEMAプレミアムクーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- ABEMAのWEBサイト上にて、お客さまご自身でABEMAプレミアムクーポンコードを入力していただくことにより、ABEMAプレミアムを1年間ご利用いただくことができます(以下「ABEMAプレミアム期間」といいます。)
- 現在ABEMAプレミアムをご契約中の方は、既存のABEMAプレミアムの契約の解約手続きを行っていただく必要があります。既存のABEMAプレミアムの契約を解約されない場合、月額費用が継続して発生しますのでご注意ください。なお、ABEMAプレミアムクーポンコードによるABEMAプレミアム期間は、入力後ただちに開始されますので、入力にあたっては、既存のABEMAプレミアムの利用可能期間をあらかじめご確認ください。利用期間の重複に対する返金等には応じかねます。ご注意ください。
- お申込みから、ABEMAプレミアムクーポンコードの通知まで、最長で2か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ABEMAプレミアムクーポンコード登録前にABEMAプレミアムをご契約される場合、ABEMAプレミアムクーポンコードを登録するまでの期間のABEMAプレミアム利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。(さかのぼってABEMAプレミアムクーポンコードを適用することはできません。)
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- ABEMAプレミアムクーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たなABEMAプレミアムクーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ABEMAプレミアムクーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- ABEMAプレミアムのサービス内容については、株式会社AbemaTVが定める、利用規約および月額サービスガイドラインに基づくものといたします。利用規約および月額サービスガイドラインの変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

## 3. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウィズABEMAプランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次のABEMAプレミアムクーポンコードを通知いたします。次のABEMAプレミアムクーポンコードに基づきABEMAプレミアムを更新いただく場合は、入力してから1年間が新たなABEMAプレミアム期間となります。ABEMAプレミアム期間中に、重ねて次のABEMAプレミアムクーポンコードを入力することはできませんので、ABEMAプレミアム期間満了後に次のABEMAプレミアムクーポンコードを入力してください。ABEMAプレミアム期間満了後は、次のABEMAプレミアムクーポンコードを入力しない限り、ABEMAプレミアムのサービスはご利用できません。

ABEMAプレミアム期間満了後、自動的にABEMAプレミアム利用料金が課金されることはありません。

#### 4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにウィズABEMAプランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり960円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はABEMAプレミアムクーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。
- お客さまにウィズABEMAプランの適用がなくなった場合でも、ABEMAプレミアムクーポンコードに基づくABEMAプレミアム期間満了までは、引き続きABEMAプレミアムをご利用いただけます。

#### 5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

#### 6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はABEMAプレミアムの年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いウィズABEMAプラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
  - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウィズABEMAプランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	1,210.44円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ370kWhまで		23.69円
	370kWhをこえる分		28.59円
燃料費調整		あり	
燃料費調整の上限		なし	
解約金		あり(960円(税込)×残存月数)	

### 【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# JO1でんき 要綱

## 1. 料金の特徴

- JO1でんきは、当社および吉本興業株式会社が開催する、ご契約者さま限定のJO1でんきオンラインイベント(以下、「オンラインイベント」という。)が視聴できるJO1でんきシリアルコード(以下、「シリアルコード」という。)、およびJO1でんきオリジナルグッズ(以下、「オリジナルグッズ」という。)が付帯したプランです。

## 2. シリアルコードについて

- 電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、シリアルコードを、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- シリアルコードを利用いただくには、株式会社Fanplusが提供する、Plus member IDが必要です。
- シリアルコード通知ハガキに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でシリアルコードを入力していただきます。
- シリアルコードを入力することで、オンラインイベントを1公演視聴することができます。
- シリアルコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、シリアルコードの通知まで、最長で2か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- シリアルコードの通知後は、事情に関わらず、新たなシリアルコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- オンラインイベントに関する事項は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- オンラインイベントは原則として年1回開催されます。需給契約の成立のタイミングによっては、オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお、シリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。
- 非常変災等やむをえない理由により、イベントを延期または中止する場合があります。この場合は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法によりご案内いたします。

## 3. オリジナルグッズについて

- オリジナルグッズは、電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、オリジナルグッズの送付まで、最長で3か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は原則として1年ごとに変更いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。



- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせることがあります。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責がある場合を除き再送付・返却および交換はできません。当社に責がある場合であっても、使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。

#### 4. 抽選特典について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として1年間に一度行う、抽選により決定するものとします。抽選の対象となるのは、抽選時点で需給契約の成立しているお客さまに限ります。なお、お客さまのお申込みから需給契約の成立まで時間を要することがありますので、ご了承ください。
- 抽選特典の内容は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断する方法により公表いたします。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

#### 5. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。
- 契約の更新にあたって、新たなシリアルコードをお客さまに通知し、新たなオリジナルグッズをご送付いたします。なお、オリジナルグッズの送付まで、最長で3か月程度を要します。ご了承ください。

#### 6. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにJO1でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約期間満了日までの残存期間(1ヶ月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり330円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はシリアルコードのご使用有無に関わらず請求いたします。

#### 7. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 8. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はシリアルコードやオリジナルグッズの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いJO1でんき電気料金その他を変更することがあります。  
(1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

(2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。

(3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

## 9. その他

- お客さまの需要場所によって、適用される料金および供給条件等が異なりますので、約款やパンフレット等にてあらかじめご確認ください。
- 現在ご契約の料金メニューによっては、JO1でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。詳細の運用等については、約款に定めるとおりといたします。

## JO1でんき料金表

<北海道エリア>

・基本料金

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	817.60円
契約電流15アンペア		1,018.90円
契約電流20アンペア		1,220.20円
契約電流30アンペア		1,622.80円
契約電流40アンペア		2,025.40円
契約電流50アンペア		2,428.00円
契約電流60アンペア		2,830.60円

・電力量料金

区分	単位	料金単価(税込)
120kWhまでの1kWhにつき	1kWh	34.28円
120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		41.64円
360kWhをこえる1kWhにつき		45.36円

<東北エリア>

・基本料金

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	729.60円
契約電流15アンペア		914.40円
契約電流20アンペア		1,099.20円
契約電流30アンペア		1,468.80円
契約電流40アンペア		1,838.40円
契約電流50アンペア		2,208.00円
契約電流60アンペア		2,577.60円

・電力量料金

区分	単位	料金単価(税込)
120kWhまでの1kWhにつき	1kWh	29.34円
120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		35.95円
360kWhをこえる1kWhにつき		40.32円

<中部エリア>

・基本料金

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	731.04円
契約電流15アンペア		889.07円
契約電流20アンペア		1,047.09円
契約電流30アンペア		1,363.14円
契約電流40アンペア		1,679.18円
契約電流50アンペア		1,995.23円
契約電流60アンペア		2,311.28円

・電力量料金

区分	単位	料金単価(税込)
120kWhまでの1kWhにつき	1kWh	20.94円
120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		24.71円
360kWhをこえる1kWhにつき		28.65円

<北陸エリア>

・基本料金

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	716.04円
契約電流15アンペア		866.57円
契約電流20アンペア		1,017.08円
契約電流30アンペア		1,318.13円
契約電流40アンペア		1,619.17円
契約電流50アンペア		1,920.21円
契約電流60アンペア		2,221.26円

・電力量料金

区分	単位	料金単価(税込)
120kWhまでの1kWhにつき	1kWh	30.67円
120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		33.52円
360kWhをこえる1kWhにつき		36.46円

<関西エリア>

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	881.57円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ360kWhまで		24.69円
	360kWhをこえる分		28.59円

<中国エリア>

最低料金(最初の15kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	1,098.92円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	32.75円
	120kWhをこえ360kWhまで		38.50円
	360kWhをこえる分		41.55円

<四国エリア>

最低料金(最初の11kWhまで)		単位	料金単価(税込)
		1契約	1,095.73円
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.46円
	120kWhをこえ360kWhまで		36.40円
	360kWhをこえる分		40.78円

<九州エリア>

・基本料金

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	688.61円
契約電流15アンペア		845.91円
契約電流20アンペア		1,000.22円
契約電流30アンペア		1,292.83円
契約電流40アンペア		1,585.44円
契約電流50アンペア		1,878.05円
契約電流60アンペア		2,170.66円

・電力量料金

区分	単位	料金単価(税込)
120kWhまでの1kWhにつき	1kWh	18.30円
120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		23.20円
360kWhをこえる1kWhにつき		26.97円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(330円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

<中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

# スマモル賃貸プラン 要綱

## ○駆けつけサービス、優待・割引サービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「駆けつけサービス」「優待・割引サービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③駆けつけサービス  
暮らしの中のトラブル等に対し、警備員による出張対応等を行うサービスをご利用いただけます。
  - ④優待・割引サービス  
トラベル、グルメ、レジャー、エンターテイメントなどの様々なサービスが市価または定価に比べ割安に利用できるサービスをご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

#### 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

#### 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)



## ○駆けつけサービス、雑誌・マンガ読み放題サービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「駆けつけサービス」「雑誌・マンガ読み放題サービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③駆けつけサービス  
暮らしの中のトラブル等に対し、警備員による出張対応等を行うサービスをご利用いただけます。
  - ④雑誌・マンガ読み放題サービス  
株式会社ビューンが提供する、雑誌やマンガが電子書籍で読み放題のサービスをご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

## 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

## 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

## 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

## 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

## 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)

## ○駆けつけサービス、ダブルロックサービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「駆けつけサービス」「ダブルロックサービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③駆けつけサービス  
暮らしの中のトラブル等に対し、警備員による出張対応等を行うサービスをご利用いただけます。
  - ④ダブルロックサービス  
①に加えて、スマートロックを1台追加でご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

#### 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

#### 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)

## ○優待・割引サービス、雑誌・マンガ読み放題サービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「優待・割引サービス」「雑誌・マンガ読み放題サービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③優待・割引サービス  
トラベル、グルメ、レジャー、エンターテイメントなどの様々なサービスが市価または定価に比べ割安に利用できるサービスをご利用いただけます。
  - ④雑誌・マンガ読み放題サービス  
株式会社ビューンが提供する、雑誌やマンガが電子書籍で読み放題のサービスをご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

#### 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

#### 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。



## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)

## ○優待・割引サービス、ダブルロックサービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「優待・割引サービス」「ダブルロックサービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③優待・割引サービス  
トラベル、グルメ、レジャー、エンターテイメントなどの様々なサービスが市価または定価に比べ割安に利用できるサービスをご利用いただけます。
  - ④ダブルロックサービス  
①に加えて、スマートロックを1台追加でご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

#### 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

#### 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日が当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)

## ○雑誌・マンガ読み放題サービス、ダブルロックサービスが付帯されたプラン

### 1. 料金の特徴

- スマモル賃貸プランは、「スマートロック」「すこやかダイヤル」「雑誌・マンガ読み放題サービス」「ダブルロックサービス」(以下総称して「スマモル賃貸サービス」といいます。)が付帯したプランです。各種サービスの利用料金は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

### 2. スマモル賃貸プランのお申込みについて

- スマモル賃貸プランのお申込みをご希望の場合、物件の管理等を行う事業者(以下、「管理会社等」といいます。)がお客さまからお知らせいただいたメールアドレス宛に、当社がお申込みサイトのURLを送付いたします。
- お客さまは、URLの案内に従い、お申込みに必要な情報を入力いただきます。
- お申込みいただいた内容は、スマモル賃貸プランのお申込みを利用するほか、スマモル賃貸サービスのご利用に必要な範囲で、管理会社等および当社の業務委託先等に連携いたします。
- お申込みサイトには、お客さまからあらかじめ管理会社等にお伝えいただいたご契約内容が表示されます。表示内容が異なる場合は、お申込み内容の入力前に、必ず管理会社等にお問い合わせください。

### 3. スマモル賃貸サービスについて

- スマモル賃貸プランには、以下のサービスが付帯します。
  - ①スマートロック  
株式会社ビットキーが提供するスマートロック(お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで、スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって、当社が指定するもの)をご利用いただけます。
  - ②すこやかダイヤル  
大阪ガスセキュリティサービス株式会社が提供する、看護師や保健師の資格を持ったカウンセラーによる健康相談、各種生活相談を行うサービスをご利用いただけます。
  - ③雑誌・マンガ読み放題サービス  
株式会社ビューンが提供する、雑誌やマンガが電子書籍で読み放題のサービスをご利用いただけます。
  - ④ダブルロックサービス  
①に加えて、スマートロックを1台追加でご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスは、一部のサービスを除き、原則としてお客さまのご入居日からご利用いただけます。
- スマモル賃貸サービスの内容は、それぞれのサービスの要綱または利用規約等にて定めるものといたします。当社以外の事業者がサービスの内容または利用規約等を変更したことにより、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- お客さまの需要場所等により、一部のサービスを提供できない場合があります。お申込みの前に管理会社等にお問い合わせください。

#### 4. 契約の更新について

- スマモル賃貸プランの契約期間は、需給開始日以降2年目の日までといたします。
- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- 契約を継続される場合は、契約期間満了後も同一条件で1年間更新されるものとし、以後同様といたします。

#### 5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスマモル賃貸プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて、1か月あたり880円(税込)を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。ただし、お引越しによるご解約の場合、または、更新後の期間中の解約およびプラン変更の場合については、解約金はいただきません。なお、スマモル賃貸プランの解約後にお引越された場合で、お引越日当初の契約終了日までの日であった場合でも、お支払いいただいた解約金の精算は行いません。
- スマモル賃貸プランを当初の契約の期間中に解約した場合でも、当該契約が満了する予定であった日までは、スマモル賃貸サービスを利用することができます。当該契約が満了する予定であった日以降のスマートロックのご利用には、別途費用が発生する場合があります。詳細は管理会社等にお問い合わせください。

#### 6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

#### 7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はスマモル賃貸サービスの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いスマモル賃貸プラン電気料金その他を変更することがあります。
  - (1)当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
  - (2)お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいただきません。
  - (3)お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

#### 8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スマモル賃貸プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- お引越される場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございません。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

## 料金表

以下、お申し込みされるエリアの料金をご確認ください。

なお、下記の料金表は電気供給開始日時点の消費税等相当額を含みます。また、電気料金には毎月、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額(適用エリアに限ります。)を加減いたします。その他、電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

### (I) 関西エリア

基本料金	単位	料金単価(税込)
	1契約につき	871.57円
電力量料金	1キロワット時につき	24.80円

### (II) 中部エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	986.14円
契約電流15アンペア		1,146.71円
契約電流20アンペア		1,307.28円
契約電流30アンペア		1,628.42円
契約電流40アンペア		1,949.56円
契約電流50アンペア		2,270.70円
契約電流60アンペア		2,591.84円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	25.66円

### (III) 九州エリア

#### 【基本料金】

区分	単位	料金単価(税込)
契約電流10アンペア	1契約につき	845.24円
契約電流15アンペア		1,002.86円
契約電流20アンペア		1,161.48円
契約電流30アンペア		1,477.72円
契約電流40アンペア		1,793.96円
契約電流50アンペア		2,110.20円
契約電流60アンペア		2,426.44円

#### 【電力量料金】

単位	料金単価(税込)
1キロワット時につき	23.96円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(880円(税込)×残存月数)

## 「ガス需給契約」重要事項説明書

この重要事項説明書は、基本約款、個別約款、その他個別の契約条件(以下、約款等といいます。)に基づきお客さまと当社の間で締結するガス供給及び使用に関する契約(以下、ガス需給契約といいます。)に関する説明を行うものです。

### 1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、当社、一般ガス導管事業者及びガス小売事業者との間で共同利用いたします。

### 2. 契約のお申込みについて

- 当社とガス需給契約を締結することを希望される場合は、当社又は当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 同一の需要場所において他のガス小売事業者から当社のガス需給契約に変更(スイッチング)する場合、従前のガス小売事業者への解約連絡は当社が代行して行いますので、当社の供給開始とともに従前のガス小売事業者とお客さまとの契約は解約されます。お引越しに伴いガスの購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所のガスの解約手続きはお客さまご自身で行っていただく必要があります。
- ガス需給契約を解約されたお客さまが、同一需要場所で、ガス需給契約のお申込みをされた場合で、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合、申込者が当社との他の契約にかかる債務を所定の履行期限を経過しても履行していない場合、当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能もしくは著しく困難な場合、内管が一般ガス導管事業者により工事されたものでない場合等には、当社はお申込みを承諾できないことがあります。

### 3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の約款等に従うものいたします。
- 当社は、ガス事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「ガス需給契約」重要事項説明書および約款等をホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。
- 当社は、約款等を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款等によります。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- 当社は、約款等を変更した場合、変更後の約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 約款等またはガス需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- 約款等について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法で行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものいたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものいたします。



#### 4. 供給開始時期について

- スイッチングの場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約締結等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 当社との間で締結しているガス需給契約の種別を変更する場合の変更後の契約による供給開始予定日は、契約種別変更のお申込みを当社が承諾し手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。
- 供給開始予定日は改めて通知いたします。また、供給開始予定日は手続きの都合等で変更となる場合があります。
- 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングのお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の4営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

#### 5. ガス需給契約・割引制度の適用条件について

- ガス需給契約をお申込みされる場合には、お申込みの際に、その契約の適用条件及び割引制度の適用条件の対象となる機器の所有状況やサービスの利用状況等を確認させていただきます。また、今後当社が必要とする場合は実際の所有状況および利用状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社とのサービス契約の解約等でガス需給契約又は割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡させていただきます。
- ガス需給契約又は割引制度の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、約款等に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

#### 6. 料金について

- 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針及び使用量の算定を行います。その結果を当社が受け取り、当社の約款等の定めに基づきガス料金を算定いたします。
- ガス料金は、1か月あたりの基本料金と、1m<sup>3</sup>あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0m<sup>3</sup>の場合は、割引の適用は行いません。また、割引上限額は月額4,400円(税込)といたします。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金}^{\ast 1} + \frac{\text{従量料金}}{\text{単位料金}^{\ast 2}} \times \text{ひと月のご使用量} - \frac{\text{割引額}^{\ast 3}}{(\text{単位料金} + \text{従量料金}) \times \text{割引率}}$$

※1 ご契約いただく料金メニューによって決まります。

※2 原料価格の変動に応じて、この金額を毎月調整します。

※3 割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

- ガスの原料価格が高い場合やお客さまのご使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- ガス料金シミュレーションの結果は、お客さまのガス使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等によるガスご使用量の変動、原料価格等の事由により、ガス料金シミュレーションの結果と実際のガス料金は異なります。
- 料金算定期間は、次の期間をいいます。
  - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます)
  - ② 新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
  - ③ ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

- 新たにガスの使用を開始し、又は解約を行った場合(スイッチングによる場合を除きます)等で料金算定期間が29日以下又は36日以上となったときや、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となったとき等に、約款等に定める算定式に基づき、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

## 7. 原料費調整について

- 単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。**
- 原料費調整単価は、3カ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、それぞれ算定期間の最終月から3ヶ月後の検針分に適用いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】



- 原料費調整単価は、基準原料価格と平均原料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次の通り算定いたします。

(1)原料価格変動額の算定

	平均原料価格	原料費調整	原料価格変動額の算定方法
上限価格 177,860円/トン	177,860円/トン を上回る場合	上限を超える調整は行わない	原料価格変動額 =(177,860円/トン-64,090円/トン)
基準平均原料価格 64,090円/トン	64,090円/トン を上回る場合	プラス調整	原料価格変動額 =(平均原料価格-64,090円/トン)
	64,090円/トン を下回る場合	マイナス調整	原料価格変動額 =(64,090円/トン-平均原料価格)

※原料価格変動額は、100円未満を切り捨てて算定いたします。

(2)従量料金単価調整額の算定について

原料価格変動額を以下の算定式に当てはめ、「従量料金単価調整額」を算定し、基準単位料金に加減することで各月に適用する単位料金を算定いたします。

$$\frac{\text{原料価格変動額} \times 0.081}{100} \times (1 + \text{消費税率}) = \text{従量料金単価調整額}$$

- 平均原料価格が上限価格を継続して超過する場合、民法548条の4および基本約款の規定に従い上限価格を見直すことがあります。**
- 一般料金を除くその他のガス料金メニューには、上限価格の設定はありません。そのため、原料価格の変動分がすべてガス料金に反映されます。**
- 各月に適用する原料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の原料費調整単価や平均原料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。



## 8. 料金のお支払いについて

- ガス料金の支払義務は、約款等の定めに基づき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- ガス料金又は延滞利息は、口座振替、クレジットカード払い、払込又は当社が指定する方法にてお支払いいただきます。
- 支払期限日を経過してもなお料金(当社と他の契約の料金を含みます。)、延滞利息又は約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合やガスを不正に使用した場合等、当社が約款等で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止又は解約することがあります。ガスの供給停止に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円(税込)を申し受けます(ただし、一般料金をご契約の場合を除きます。)

## 9. 契約期間、契約の変更及び解約について

- お客さまが同一の需要場所においてガスの購入先を当社から他のガス小売事業者に変更される場合には、新たなガス小売事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。
- お客さまが契約の変更や転宅等により解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約を希望される場合は、解約を希望される日の2日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- あきない割料金をご契約の場合は、契約期間は、原則として料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。契約期間満了に先立って、変更又は解約の申し込みがない場合は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合などで、お客さまが無契約状態となったときには、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申込みいただく、又は一般ガス導管事業者による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- 当社は、お客さまがすでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合や、ガスの供給の継続が困難な場合等には契約を解除することがあります。

## 10. 導管、ガスメーター等の設備に関する費用負担について

- ガス工事をお申込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申込みをしていただきます。
- 内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの都合で供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- 本支管及び整圧器(お客さまのために設置される整圧器は除きます)は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

## 11. 導管、器具、機械その他設備に関する保安上の責任について

- 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- お客さまは、当社及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- その他保安について、約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

## 12. その他

- 当社は、原則として、次に規定する圧力、熱量、ガスグループおよび燃焼性に類別されるガスを供給いたします。  
熱量:標準熱量45MJ/m<sup>3</sup> 最低熱量44MJ/m<sup>3</sup> 圧力:最高圧力2.5kPa 最低圧力1.0kPa ガスグループ:13A ウォッベ指数:最小値52.7 最大値57.8 燃焼速度:最小値35 最大値47
- 災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら、当社の責めによらずにガスの供給を制限又は中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- 当社及び一般ガス導管事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又はガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由が無い限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

## スマート発電料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	3,600円00銭	81円44銭
オプション割引率	お使いのガス機器・サービス	
4%	ガス温水床暖房+ガス温水浴室暖房乾燥機	
3%	太陽光発電または蓄電池・V2H	
3%	大阪ガスのインターネット	
2%	エネファーム余剰電力買取	
原料費調整	あり	
原料費調整の上限	なし	
解約金	なし	

### 【適用条件】

- ・家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがスマート発電料金契約を希望されること。
- ・ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が700W以上5kW以下であること。

### 【オプション割引】

- ・ご利用いただいているガス機器・サービス等により、上記対応表に基づくオプション割引が適用されます。
- ・割引率は、スマート発電料金の料金表に基づき算定した料金からの割引率を表します。
- ・最大3つまで複数適用できます。ただし、割引率の合計が9%を超える場合は、割引率は9%とします。
- ・ガス温水床暖房+ガス温水浴室暖房乾燥機割引はガス温水床暖房とガス温水浴室暖房乾燥機のいずれもご利用いただく場合に適用となります。
- ・固定通信契約又はエネファーム余剰電力買取契約を解約した場合は、適用する割引を変更いたします。

## あっためトク料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

<スタンダードプラン>

料金表		1ヵ月のご使用量	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
夏期	A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	174円81銭
	B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,364円81銭	144円52銭
	C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,635円74銭	139円10銭
	D	100m <sup>3</sup> をこえる場合	2,074円72銭	134円71銭
冬期	E	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	174円81銭
	F	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,491円33銭	138円19銭
	G	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	3,309円00銭	101円82銭
	H	100m <sup>3</sup> をこえる場合	3,310円00銭	101円81銭

料金表		1カ月のご使用量	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
夏期	A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	171円90銭
	B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,269円33銭	146円43銭
	C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,635円74銭	139円10銭
	D	100m <sup>3</sup> をこえる場合	2,074円72銭	134円71銭
冬期	E	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	171円90銭
	F	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,745円00銭	122円60銭
	G	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	2,728円00銭	102円94銭
	H	100m <sup>3</sup> をこえる場合	2,867円00銭	101円55銭

オプション割引率	お使いのガス機器・サービス
4%	ガス温水浴室暖房乾燥機
3%	大阪ガスの電気
3%	大阪ガスのインターネット
2%	ガス機器保証サービス等

原料費調整	あり
原料費調整の上限	なし
解約金	なし

**【適用条件】**

- ・ガス温水床暖房を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがあつためトク料金契約を希望し、かつ適用する料金種別を定めて申し込むこと。
- ・あつためトク料金契約第一種(スタンダードプラン)は、ガス温水床暖房を設置し、季節に応じ日常的に使用されていること。あつためトク料金第二種(エコジョーズプラン)は、ガス温水床暖房と定格給湯能力が60号以下(定格給湯能力の1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)の高効率給湯器を設置し、季節に応じ日常的に使用されていること。

**【オプション割引】**

- ・ご利用いただいているガス機器・サービス等により、上記対応表に基づくオプション割引が適用されます。
- ・割引率は、あつためトク料金の料金表に基づき算定した料金からの割引率を表します。
- ・最大3つまで複数適用できます。ただし、割引率の合計が9%を超える場合は、割引率は9%とします。
- ・対象のガス機器保証サービス等は当社ホームページをご確認ください。
- ・電気需給契約・固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用する割引を変更いたします。

## 家事トク料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	1カ月のご使用量	基本料金 (1カ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	1,262円70銭	142円57銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,263円70銭	142円55銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,358円00銭	140円66銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	1,834円00銭	135円90銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	1,838円35銭	135円88銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	1,842円33銭	135円87銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1,000m <sup>3</sup> まで	1,847円00銭	135円86銭
H	1,000m <sup>3</sup> をこえる場合	1,857円00銭	135円85銭

オプション割引率	お使いのガス機器・サービス
3%	大阪ガスの電気
3%	大阪ガスのインターネット
2%	ガス機器保証サービス等

原料費調整	あり
原料費調整の上限	なし
解約金	なし

### 【適用条件】

- ・ガス温水浴室暖房乾燥機又はガス衣類乾燥機を使用する需要で、お客さまが家事トク料金契約を希望されること。

### 【オプション割引】

- ・ご利用いただいているガス機器・サービス等により、上記対応表に基づくオプション割引が適用されます。
- ・割引率は、家事トク料金の料金表に基づき算定した料金からの割引率を表します。
- ・対象のガス機器保証サービス等は当社ホームページをご確認ください。
- ・電気需給契約・固定通信契約を解約した場合又はガス機器保証サービス等のご利用がなくなった場合は、適用する割引を変更いたします。



## ハウス空調料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。

<スタンダードプラン>

(税込)

料金表		1カ月のご使用量	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
夏期	A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	175円78銭
	B	20m <sup>3</sup> をこえる場合	2,514円51銭	88円01銭
冬期	C	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	175円78銭
	D	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,362円16銭	145円62銭
	E	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	3,794円89銭	96円97銭
	F	100m <sup>3</sup> をこえる場合	3,916円10銭	95円76銭

<エコジョーズプラン>

(税込)

料金表		1カ月のご使用量	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
夏期	A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	167円25銭
	B	20m <sup>3</sup> をこえる場合	2,442円20銭	83円09銭
冬期	C	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	167円25銭
	D	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,271円51銭	141円62銭
	E	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	3,702円72銭	93円00銭
	F	100m <sup>3</sup> をこえる場合	3,807円62銭	91円95銭

ガス温水床暖房		
オプション割引率	お使いのガス機器・サービス	
5%	ガス温水浴室暖房乾燥機	
2%	ミストサウナ機能 (ガス温水浴室暖房乾燥機)	
2%	コンロ2口以上	
原料費調整	あり	
原料費調整の上限	なし	
解約金	なし	

### 【適用条件】

- ・家庭用空調機器を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがハウス空調料金契約を希望されること。
- ・家庭用空調契約第一種(スタンダードプラン)は、家庭用空調機器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。家庭用空調契約第二種(エコジョーズプラン)は、家庭用空調機器と定格給湯能力が60号以下(定格給湯能力の1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。)の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。

### 【オプション割引】

- ・ご利用いただいているガス機器・サービス等により、上記対応表に基づくオプション割引が適用されます。
- ・割引率は、ハウス空調料金の料金表に基づき算定した料金からの割引率を表します。
- ・オプション割引は、ガス温水床暖房とセットでのご利用で割引適用となります。



## まとめトク料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	1カ月のご使用量	基本料金 (1カ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	1,262円70銭	142円57銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,319円50銭	139円73銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,550円00銭	135円12銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	1,964円00銭	130円98銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	3,268円00銭	124円46銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	3,272円00銭	124円45銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1,000m <sup>3</sup> まで	4,682円00銭	121円63銭
H	1,000m <sup>3</sup> をこえる場合	7,112円00銭	119円20銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	なし
解約金	なし

### 【適用条件】

- ・以下の①又は②のいずれかに該当すること。
  - ①当社との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けていること
  - ②当社との間で固定通信契約を締結し、利用していること
- ・お客さまが、まとめトク料金契約を希望し、かつ適用する料金種別を定めて申し込むこと。
  - ※電気需給契約及び固定通信契約の両方を解約した場合、まとめトク料金から一般料金へ変更いたします。

## もっとまとめトク料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	1カ月のご使用量	基本料金 (1カ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	1,262円70銭	142円57銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,513円50銭	130円03銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,531円00銭	129円68銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	1,684円00銭	128円15銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	2,312円65銭	125円01銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	2,627円80銭	124円11銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1,000m <sup>3</sup> まで	5,662円99銭	118円04銭
H	1,000m <sup>3</sup> をこえる場合	6,302円26銭	117円40銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	なし
解約金	なし

**【適用条件】**

- ・以下の①及び②のいずれにも該当すること。
  - ①当社との間で電気需給契約を締結し、その供給を受けていること
  - ②当社との間で固定通信契約を締結し、利用していること
- ・お客さまが、もっとまとめトク料金契約を希望し、かつ適用する料金種別を定めて申し込むこと。
  - ※電気需給契約及び固定通信契約の両方を解約した場合、もっとまとめトク料金から一般料金へ変更いたします。また、もっとまとめトク料金を適用されているお客さまが電気需給契約又は固定通信契約のいずれかを解約した場合は、まとめトク料金に変更いたします。

**あきない割料金 料金表**

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	1カ月のご使用量	基本料金 (1ヵ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	1,965円00銭	130円98銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,965円00銭	130円98銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,965円00銭	130円98銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	1,965円00銭	130円98銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	3,269円00銭	124円46銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	3,269円00銭	124円46銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1,000m <sup>3</sup> まで	4,685円00銭	121円63銭
H	1,000m <sup>3</sup> をこえる場合	7,027円00銭	119円28銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	なし
解約金	なし

**【適用条件】**

- ・お客さまがあきない割料金契約を希望されること。

**【契約期間】**

- ・あきない割料金をご契約の場合は、契約期間は、原則として料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の定例検針日までといたします。契約期間満了に先立って、変更又は解約の申し込みがない場合は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

## 一般料金 料金表

単位料金は、原料費調整により毎月調整いたします。最新の単価は当社ホームページにてご確認ください。  
(税込)

料金表	1カ月のご使用量	基本料金 (1カ月につき)	単位料金 (1m <sup>3</sup> につき)
A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	759円00銭	174円81銭
B	20m <sup>3</sup> をこえ50m <sup>3</sup> まで	1,364円81銭	144円52銭
C	50m <sup>3</sup> をこえ100m <sup>3</sup> まで	1,635円74銭	139円10銭
D	100m <sup>3</sup> をこえ200m <sup>3</sup> まで	2,074円72銭	134円71銭
E	200m <sup>3</sup> をこえ350m <sup>3</sup> まで	3,506円75銭	127円55銭
F	350m <sup>3</sup> をこえ500m <sup>3</sup> まで	3,834円72銭	126円62銭
G	500m <sup>3</sup> をこえ1,000m <sup>3</sup> まで	6,981円94銭	120円32銭
H	1,000m <sup>3</sup> をこえる場合	7,307円87銭	120円00銭

原料費調整	あり
原料費調整の上限	あり
解約金	なし

### 【適用条件】

- ・お客さまが一般料金契約を希望されること。

# 節電オプション実施要項

本節電オプション実施要項(以下、「本要項」といいます。)は、電気供給約款に基づき、当社と電気需給契約を締結するお客さま向けの節電オプション(2(2)参照)について定めたものです。

## 1. 本要項の実施期日

- 本要項は、2023年6月13日から実施いたします。

## 2. 定義

- 本要項において、電気供給約款3(定義)に定めがある言葉はその意味で使用し、次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。
  - (1)節電  
電気のご使用量を無理のない範囲で節約いただくことをいいます。
  - (2)節電オプション  
6に定める節電行動に取り組んでいただいたお客さまに、節電した電力量(以下、「節電量」といいます。)に応じて、節電の協力へのお礼として7に定めるポイントを付与する無料のオプションをいいます。
  - (3)冬季  
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。
  - (4)マイ大阪ガスポイント  
当社が運営する会員制サイト「マイ大阪ガス」において、ご利用いただいたサービスに応じて付与されるポイントをいいます。
  - (5)スマイLINK ボーナス  
当社が運営するデジタルプラットフォーム「スマイLINK」において利用できるポイントをいいます。

## 3. 適用条件

- 節電オプションは、電気供給約款1(適用)(2)に定める関西エリアにおいて、当社と電気需給契約を締結するお客さまに、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

## 4. 節電オプションの種別

- 節電オプションの種別は以下の2つとし、お客さまのお申込みにもとづき、以下のいずれかを適用いたします。

節電オプションの名称	付与されるポイント
節電オプション MO	マイ大阪ガスポイント
節電オプション SL	スマイLINK ボーナス

## 5. 節電オプションの申込み、変更、終了および適用開始時期

(1)申込み、変更および終了

- 節電オプションの適用を希望される場合は、電気供給約款Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、節電オプションの変更および終了を希望される場合は、電気供給約款Ⅵ(契約の変更および終了)の定めに準ずるもの<sup>1)</sup>といたします。

(2)適用開始時期

- お客さまが新たに電気需給契約を希望され、合わせて節電オプションの申込みをされる場合の節電オプションの適用開始日は、電気の需給開始日といたします。また、すでに当社との電気需給契約を締結されているお客さまが新たに節電オプションのみの申込みをされる場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した後の最初の検針日といたします。

また、節電オプションの変更および終了を希望される場合の変更後の節電オプションの適用開始日および終了日は、必要な手続きが完了した日といたします。

## 6. 節電行動

### (1)取組内容

●節電を行う日時(以下、「節電要請期間」といいます。)は、夏季および冬季のそれぞれの期間中において、当社が任意で所定の日時を設定し、節電オプションを適用するお客さまに節電に取り組んでいただきます。節電要請期間は、電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。ただし、電気需給の状況等によっては、夏季および冬季のそれぞれの期間中に一度も節電要請期間を設定しない場合があります。

### (2)注意事項

●節電オプションを適用するお客さまには、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきます。節電に取り組んでいただくことによって、お客さまに体調不良や損害が生じた場合であっても、当社はその責めを負いません。

## 7. 節電の協力へのお礼

●当社は、6に定める節電行動による節電量に応じて、節電の協力へのお礼としてお客さまにポイントを付与いたします。

### (1)節電量の計算

イ 節電量は口に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から節電要請期間における実際の使用量を差し引いた残りの値といたします。

ロ 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用実績を活用し、経済産業省の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(以下、「ガイドライン」といいます。)]参考1に定める1.1標準ベースライン(「High4of5(当日調整あり)」)(1)に準じて、節電要請期間に設定した日の、直近5日間(①のただし書の除外条件は適用しないものといたします。)を対象に算定いたします。ただし、節電要請期間に設定した日が連続する場合は、連続する数日間のいずれの日も、初日の直近5日間を対象に算定いたします。

### (2)節電の協力へのお礼

#### イ お礼の内容

(1)に定める節電量に応じて、マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスを付与いたします。

付与するポイントの量は、次の通りといたします。

単位	付与するポイント
節電量1kWhにつき	10ポイント

#### ロ 付与時期

ポイントは、原則として節電に取り組んだ日の属する月の2か月後の月末に付与いたします。なお、ポイントは、当社が当該ポイントにかかる節電量の計算を行う時点で適用されている節電オプションの種別に基づき、マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスを付与いたします。

マイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスの付与をもってポイント付与の通知に代えるものといたします。

#### ハ 付与条件

ポイント付与時点で当社との電気需給契約を解約されている場合、節電オプションを解約されている場合、お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されていない場合およびマイ大阪ガスポイントまたはスマイLINKボーナスの付与のための条件を満たしていない場合は、ポイントを付与することはできません。それぞれのポイントの付与のための条件に関する事項は、本要項に別段の定めがある場合を除き、マイ大阪ガスご利用規約およびスマイLINKご利用規約によるものとします。

お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されない場合や、ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

## 8. 節電オプション実施要項の変更

- 当社は、ガイドラインの改定により本要項の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に、本要項の記載事項を変更することがあります。この場合は、変更後の節電オプション実施要項を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

## 9. その他

- 本要項に定めのない事項は、電気供給約款によるものといたします。

## クーリング・オフ(お申込みの撤回または契約の解除)について

1. 特定商取引に関する法律(以下「法」といいます。)にいう訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(またはご契約)された場合、本書面を受領した日(本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申込みの撤回または契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面または電磁的記録により、お申込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます。
3. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは損害賠償または違約金の負担はなく、役務の提供が既になされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。  
料金がお支払い済みのときは、速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1.または2.のお申込みの撤回または契約の解除があった場合、本契約にかかる役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。

## お客さま情報の取扱いについて

### お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、ガスまたは電気の申込み受付等の機会に、直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報(お客さまの氏名、住所、電話番号等)を取得いたしますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- (1) エネルギー供給およびその普及拡大
- (2) エネルギー供給設備工事
- (3) エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の修理・取替・点検等の保安活動
- (4) 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- (5) エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- (6) 電気通信サービスおよび関連するサービスの提供
- (7) デジタルプラットフォーム等による生活関連の商品・サービスの提供・紹介
- (8) 上記各種事業に関するサービス・製品の調査・データ集積・分析、研究開発
- (9) 当社およびDaigasグループ会社の商品・サービスのお知らせ・PR
- (10) その他上記(1)から(9)に付随または関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社(サービスショップ、工事会社等)、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

### 電気ご契約時の共同利用について

当社は、電気のご契約の手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用するなど、当社のプライバシーポリシーに従って取扱います。

### ガスご契約時の共同利用について

当社は、ガスのご契約の手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報を、手続きに必要な範囲で、ガス小売事業者および一般ガス導管事業者と共同利用するなど、当社のプライバシーポリシーに従って取扱います。

**お客さま情報の取扱いに関する詳細については、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。**